

佐賀県告示第百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十一年五月一日

佐賀県知事 古 川 康

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
弥生が丘みらい歯科 クリニック	鳥栖市弥生が丘二丁目一九四番地	平成二一・二一・一
かねもと歯科クリニ ック	三養基郡上峰町大字坊所二二五六 番地四	”